

パブリックコメント 市民の皆さんの意見をお寄せください

市の重要な政策を策定する際に、原案を公表して広く市民の皆さんから意見を求め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定します。

◆情報推進課 ☎(042-460-9806)

事案名	(仮称)西東京市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の概要について
策定趣旨	マイナンバー制度の開始に伴い、市で定めることとされている個人番号の利用および特定個人情報の提供に関して条例を制定します。
閲覧方法	情報公開コーナー(両庁舎1階)、市HP
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人、または団体
提出期間	11月9日(月)まで
提出方法	①持参(田無庁舎4階) ②郵送(〒188-8666市役所情報推進課) ③ファクス(☎042-464-1378) ④市HPから
検討結果の公表	11月(予定)

※匿名意見は受け付けませんので、意見提出の際は、住所・氏名を必ずご記入ください。
※ご意見には個別に回答しません。

パブリックコメント 寄せられた意見の概要や市の検討結果をお知らせします

下記の一覧表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。

全文は、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市HPをご覧ください。

◆企画政策課 ☎(042-460-9800)

事案名 (仮称)西東京市公共施設等総合管理計画(案)	
【公表日】10月15日(木)	【意見募集期間】8月24日～9月30日
【意見件数】9件(5人)	
お寄せいただいた意見	検討結果
目標値として現状の公共施設の保有量を平成45年度までに10%削減することを挙げているが、個別の施設の将来的な見通し・計画について前広な説明と合意形成が不可欠である。	公共施設の適正配置の実施に当たっては、案が一定程度形になった段階で、市民参加条例にのっとった手続きを踏まえ、適切に市民の皆さんへの情報提供および意見聴取に努めます。
財政上の課題が指摘されているが、税収の維持・拡大には生産年齢人口の確保が不可欠であり、施設を増やし子育て環境を整えることが重要である。	今後の公共施設の方向性は「総量抑制」としますが、施設の適正配置・有効活用に当たっては、市民ニーズや社会状況の変化などに配慮して検討します。

平成26年度 健全化判断比率と資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」は、1年間の収支や将来負担に関する財政指標(①～④の健全化判断比率・⑤の資金不足比率)を、監査委員の審査結果とともに議会に報告し、市民の皆さんに公表することを義務付けています。これらの比率が国の定める「早期健全化基準」・「経営健全化基準」を超える場合は、財政健全化計画や経営健全化計画を策定する義務を負うなど、財政の健全化に向けた取り組みを行うことになります。

平成26年度決算に基づく本市の健全化判断比率および資金不足比率は、全ての指標において、各基準の範囲内となりました。

市では、引き続き行政改革を推進し、財政構造の弾力性・健全性をより一層高め、市民サービスの維持・向上を図っていきます。

◆財政課 ☎(042-460-9802)

◆健全化判断比率と資金不足比率

◇健全化判断比率 (単位：%)

健全化判断比率	早期健全化基準
①実質赤字比率 (実質黒字比率 3.67)	11.50
②連結実質赤字比率 (連結実質黒字比率 5.47)	16.50
③実質公債費比率 0.1	25.0
④将来負担比率 19.4	350.0

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合および実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「-」と表示しています。

※()内には、実質収支または連結実質収支が黒字である場合の実質黒字比率または連結実質黒字比率を表示しています。

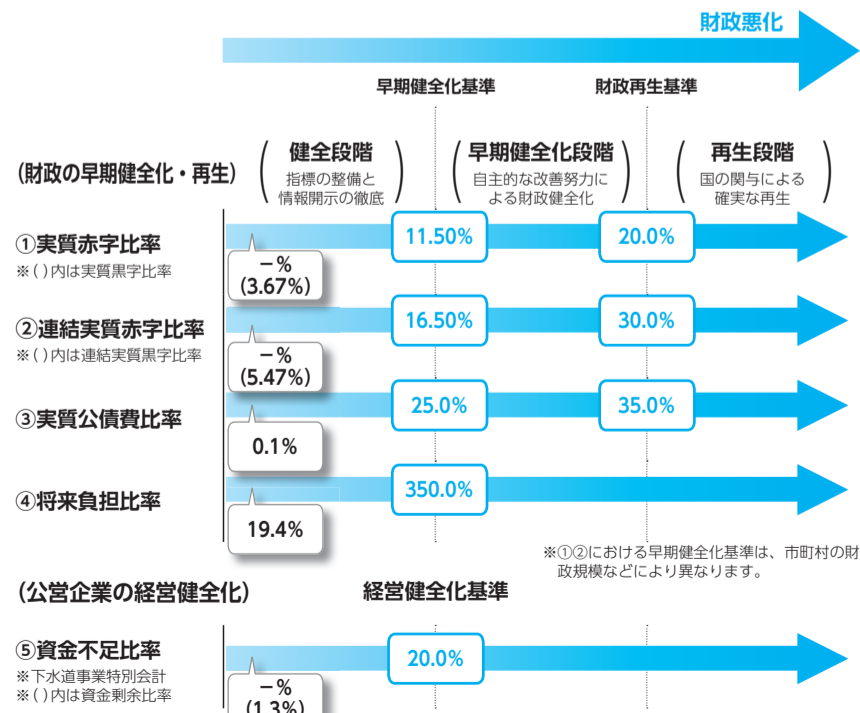
◇資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
⑤下水道事業特別会計	(資金剰余比率 1.3)	20.0

※資金不足額がない場合は、「-」と表示しています。

※()内には、資金剰余額がある場合の資金剰余比率を表示しています。

◆平成26年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率



◆語句解説

①実質赤字比率

一般会計等において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字である場合、その赤字額(実質赤字)の標準財政規模(※)に対する割合

②連結実質赤字比率

特別会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字(または資金不足額)の標準財政規模に対する割合

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金など(借入金返済のための元金と子や、一部事務組合への負担金・補助金のう

ち組合の借入金返済に充てたと認められるもの[※])の、標準財政規模を基本とした額に対する割合

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高、一部事務組合などの借入金返済に充てる負担等見込額、職員退職手当支給予定額[※])の、標準財政規模を基本とした額に対する割合

⑤資金不足比率

公営企業会計において、資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合

※標準財政規模…地方公共団体が、標準的な状態にあるときに通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもの(臨時財政対策債の発行可能額を含む)
※紙面の都合上、固有名詞である専門用語をやむなく使用しています。財政白書では家計に例えるなどして、より平易な言葉での解説を加えていますのでご覧ください。

◆平成26年度における比率の対象

一般会計等	西東京市 公営事業会計	公営企業会計	一部事務組合 広域連合	地方三公社 第三セクター
<ul style="list-style-type: none"> 一般会計 中小企業従業員退職金等共済事業特別会計 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険特別会計 駐車場事業特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業特別会計 	<ul style="list-style-type: none"> 柳園組合 東京たま広域資源循環組合 東京市町村総合事務組合 多摩六都科学館組合 昭和病院企業団 東京都後期高齢者医療広域連合 	<ul style="list-style-type: none"> 西東京市土地開発公社
①実質赤字比率				
②連結実質赤字比率				
③実質公債費比率				
④将来負担比率				
⑤資金不足比率				

財政白書・市税白書を作成しました

市民の皆さんに市の財政状況や市税の現状をご理解いただくため、「財政白書」と「市税白書」の最新版を作成しました。

財政白書(平成26年度決算版)は、財政課(田無庁舎3階)で、市税白書(平成26年度版)は、市民税課(田無庁舎4階)で、またいずれの白書も情報公開コーナー(両庁舎1階)で配布しています。市HPでもご覧になれます。

◆財政白書に関するお問い合わせ……………財政課 ☎(042-460-9802)

◆市税白書に関するお問い合わせ……………市民税課 ☎(042-460-9826)

納税課 ☎(042-460-9831)

資産税課 ☎(042-460-9829)